

【医療費控除が改正されています！】

- ☆ 平成29年分の確定申告から、医療費控除を受けられる場合には、医療費領収書の提示・提出が不要となり、代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました。
 - ※ 領収書は自宅で5年間保存し、税務署から求められたときは、提示又は提出しなければなりません。
 - ※ 平成31（2019）年分までの確定申告では、これまでどおり領収書を提出することも可能です。
- ☆ 医療費控除の申告・医療費控除の明細書は、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で作成できます。作成した申告書等は、「e-Taxを利用して送信」するか、「印刷して税務署に郵送」することもできます。

【マイナンバーの記載忘れにご注意ください！】

- ☆ 平成30年分の所得税、贈与税及び消費税の確定申告書につきましては、マイナンバーの記載と本人確認書類（例1：マイナンバーカード、例2：通知カードと運転免許証など）の提示又は写しの添付が必要です（申告書等提出の都度必要ですので、前年分の申告書に記載・提示等された方も同様です。）。
また、郵送等による提出の際には本人確認書類の写しの添付をお願いします。

- ☆ 平成31年1月からe-Taxの利用手順がより便利になりました！

【マイナンバーカード方式】

①マイナンバーカード②ICカードリーダライタをお持ちであれば、自宅のパソコンからe-Taxで申告ができます。

【ID・パスワード方式】

マイナンバーカードやICカードリーダライタをお持ちでない方でも、税務署で①ID（利用者識別番号）②パスワード（暗証番号）の発行を受ければ、e-Taxで申告ができます。発行を希望される方は、運転免許証などの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署にお越しください。

確定申告は便利なe-Taxで！

e-Tax を
利用すると…

申告と納税は期限内に！

所得税及び復興特別所得税
贈与税 3月15日(金)

消費税及び地方消費税
(個人事業者) 4月1日(月)

e-Taxのご利用に当たっては
事前に準備が必要です

① 自宅等からネットで申告

税務署に行かなくても、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で申告書を作成し、自宅等からネットで提出（送信）できます。

② 添付書類の提出を省略

確定申告をe-Taxで行う場合、源泉徴収票などは、その記載内容を入力して送信することにより、書類の提出又は提示を省略することができます。
(法定申告期限から5年間、税務署から提出又は提示を求められることがあります。)

③ 運付がスピーディー

e-Taxで申告された運付申告は3週間程度で処理しています。
※ 自宅等からe-Taxで1月・2月に申告した場合は、2～3週間程度で処理しています。

④ 24時間いつでも利用可能

- 1 マイナンバーカード（電子証明書）の取得
住民票のある市町村に交付申請し、マイナンバーカードを取得してください（マイナンバーカードの交付に関するご質問については、住民票のある市町村窓口へお問い合わせください。）。
- 2 ICカードリーダーダライタを用意
マイナンバーカードに対応したICカードリーダーダライタを家電量販店やインターネット販売等でお求めください（マイナンバーカードに対応したICカードリーダーダライタは、地方公共団体情報システム機構が運営する「公的個人認証サービスポータルサイト」でご確認ください。）。



【平成31年1月から、e-Taxの利用手続きがより便利になりました！】

- ☆ マイナンバーカードやICカードリーダーダライタをお持ちでない方でも、e-Taxで申告できるようになりました！
- ☆ 用意するものは次の2つ！ ①ID（利用者識別番号）②パスワード（暗証番号）
※ 発行を希望される方は、運転免許証などの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署にお越しください。
※ 国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」でのみ利用できます。
※ マイナンバーカード及びICカードリーダーダライタが普及するまでの暫定的な対応です。

おうちで作成
ネットで申告



詳しくは国税庁ホームページへ **国税庁** で **検索**

ご自宅で作成コーナーを利用すると、こんなに便利！

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で申告書を作成することができます。作成した申告書は、「e-Tax(電子申告)」を利用して提出できます。また、印刷して郵送等により提出することもできます。

※住民基本台帳カードの電子証明書は、有効期限内であれば、マイナンバーカードの交付を受けるまで、e-Taxでご利用いただけます。



【平成31年1月から、e-Taxの利用手続きがより便利になりました！】

- ☆ マイナンバーカードやICカードリーダーダライタをお持ちでない方でも、e-Taxで申告できるようになりました！
- ☆ 用意するものは次の2つ！ ①ID（利用者識別番号）②パスワード（暗証番号）
※ 発行を希望される方は、運転免許証などの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署にお越しください。
※ 国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」でのみ利用できます。
※ マイナンバーカード及びICカードリーダーダライタが普及するまでの暫定的な対応です。

税務署に出向く必要なし！

e-Tax 又は 印刷して郵送等により提出することができます。

いつでも利用可能！

確定申告期間中は、休日を含め24時間利用できます。

自動で税額を計算！

収入金額や控除金額などを入力することで、税額を自動で計算することができます。

プリントサービスにも対応！

コンビニエンスストア等のプリントサービスを利用して、申告書を印刷することができます。

ダイレクト納付を利用した予納の開始について

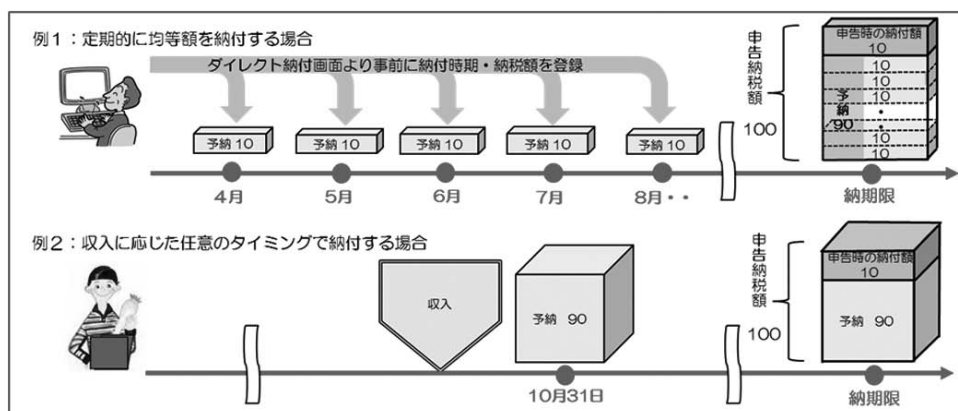
平成31年1月4日（金）から、ダイレクト納付を利用している方であれば、確定申告により納付することが見込まれる金額について、課税期間中に、あらかじめ納付日と納付金額等をダイレクト納付画面により登録（複数の納付日や納付金額を登録可能）しておくことで、当該納付日に預貯金口座からの振替により納付（予納）することが可能となります。

ますます便利なダイレクト納付を、この機会に是非ご利用ください。

○ダイレクト納付を利用した予納の概要

ダイレクト納付を利用している方であれば、確定申告により納付することが見込まれる金額について、その課税期間中に、あらかじめ納付日と納付金額等をダイレクト納付画面により登録しておくことで、登録した納付日に預貯金口座から振替により納付（予納）することができます。

納付日や納付金額を複数登録することができますので、定期的に均等額を納付することや、収入に応じた任意のタイミングで納付することができます。



○利用可能税目

申告所得税及復興特別所得税・贈与税・法人税（地方法人税）・消費税及地方消費税
（注1）地方法人税は法人税を登録することで利用可能となります（法人税を優先的に収納）。
（注2）同一課税期間に限り2税目の登録が可能です（贈与税を除く）。

○登録手続きが行える期間

予納する税目の課税期間内

○利用方法の概要

(1) 納税者は、e-Taxソフト（Web版）からログインし、「ダイレクト納付を利用した予納の申出（予納ダイレクトの利用）」メニューを選択
（注）e-Taxソフト（ダウンロード版）では予納ダイレクトを利用することができないため、e-Taxソフト（Web版）のショートカットのみ表示されます。

(2) 「税目、課税期間、優先税目の入力」画面において、税目、課税期間、優先税目等を入力
（注）「予定納税（中間申告）分も納付する」の項目をチェックすることにより、確定申告分の税額だけでなく予定納税額や中間申告分の税額も予納の対象とすることが可能

(3) 「予納日、予納金額、引落口座の入力」画面において、予納日、予納金額を入力し、引落口座を選択

（注1）「予納の申出内容の変更（照会）を行う」メニューにより、申出内容の照会、変更が可能

（注2）予納する税目の課税期間中において、当該課税期間内の任意の日付を引落日として登録が可能

例えば、2019年4月1日～2020年3月31日決算の消費税及地方消費税を予納する場合は、2019年4月1日～2019年3月31日の任意の日付を引落日とする登録が可能

(4) 予納日の前週水曜日（祝日の場合は、翌日）に、「予納日到来のお知らせ」をメッセージボックスに格納

(5) 予納日当日、「予納完了通知」をメッセージボックスに格納



平成30年度 中学生 税についての作文

宇和島法人会長賞 題名「税金の意味を考える」
宇和島市立津島中学校 3年 田村 帆乃香さん

私の曾祖母は介護施設を利用しています。以前、急病で倒れてしまったときには救急車を呼んで救急救命士の方々に大変お世話になりました。このように振り返ってみると、曾祖母という一人の人生の中で、税金の存在はとても大きいものです。税金は国民が豊かな生活を送るため、ある時には一人の命を救うことにもつながる大切な「助け合い基金」のようなものだと感じました。

以前、あるテレビ番組で、北欧諸国の税負担が重過ぎるという特集が組まれていました。例えば日本円で百円のチョコレートバーを買うと税率23%分が上乘せされるそうです。正直なところ、当時の私は「そんなの高すぎる」と思ってしまいました。国民生活が保障されても、それだけ税率が高ければ消費が滞り、国の経済が衰退してしまわないのだろうかと考えたのです。

しかし、私はもっと重要な観点があることに気付きました。国を作っているのはお金ではなく、何よりも尊重されるべきは国民の健康そのものなのです。今、資本主義が発展する中で、製品はより安く、消費者は少しでも安くそして多くのモノを得ようとしています。その中でもし、「税金がなかったら・・・」という声があるのであれば、それは大変大きな問題になると言えるのではないのでしょうか。たった一本のチョコレートバーが国民の健康をつくるのです。その一本に上乘せされる23円が国をつくるかもしれない、それを否定することはとても危険な考えであることを私は学ぶことができました。

当然、これら北欧の国々の社会福祉制度の水準は非常に高く、難病の子ども達が無償で治療を受けられるホスピタルもあります。彼らが素晴らしい税金制度により治療を受けられるように、私の曾祖母も助けられているのだと思うと、税金の重要性を改めて強く感じました。そして、国民生活や国民の健康を守る大切な税金に私自身も関わることができていることは当然の義務ではありますが、誇らしいことだと感じました。

今、日本では消費税増税が進められています。少子高齢化が進む中で、若い人の負担はますます重いものになっていくかもしれません。しかし、北欧諸国の例に見られるように多少、生活の中で負担が生じて、それ以上の医療保障やサービスを享受できます。そして北欧の人々はその大半の人々が決してマイナスであると捉えていません。これから先、日本の未来を担っていく若者が、税金をただの義務としてではなく、自分達の生活を充実させているという意識を持って納税を行っていくことが大切だと思います。そして、私自身もそのことをしっかり心に留めて税金と向き合っていきたいです。